

JAPAN SNOWBOARD ACADEMY 共通就業規則

第1条【基本条件について】

1. 雇用期間については、原則4ヶ月以内の季節雇用のスタッフとして従事していただくものとする。
2. 雇用期間においては、各勤務地におけるリフト券の貸出、ユニフォームの貸出、スクール寮等の使用を規定内において認める。
3. 勤務地については、採用スクール（ダイナランド・高鷲スノーパーク・ひるがの高原・スキージャム勝山・たんばらスキーパーク・ちくさ高原・菅平高原パインビーク・今庄365、峰山高原ホワイトピーク）を基本勤務地とする。
4. 基本勤務地以外のスクール勤務については、要請・要望に応じて発生し、双方の承諾の上、成立する。
5. 業務内容については、インストラクター業務およびアシスタントスタッフ、業務スタッフとして従事していただくものとする。

第2条【業務について】

1. 就業時間については、インストラクターのレッスン業務、基本90分を1単位とし、平日3単位（4.5時間）休日4単位（6時間）を最大とする。それ以外の業務は、1日7時間・週40時間を基本とする。
2. 休憩時間については、休憩および昼食休憩を60分とする。
3. 休日については、土日祝日などの繁忙期を避け、平日を使った週休1日を基本とし、閑散期には隔週にて週休2日とする。
4. 始業時間と終業時間を各校にて定める。（※別紙参照）
5. 非常勤勤務スタッフについては、事前に出勤連絡をし、シフト制の勤務体制とする。

第3条【新人スタッフについて】

1. 新人スタッフは、はじめに指定の研修を受講していただきます。
2. 新人インストラクターは規定の研修をクリアした後に、正規インストラクターとして従事していただきます。
3. 研修期間を終了するにはデビューテストを受けて頂き、校長または教育担当者の許可が必要とする。

第4条【給与について】

第1項 レッスン給与

- インストラクターの給与は、レッスンを担当した時点で発生する。
- 業務スタッフについては、勤務時間に対して給料を支給する。
- 新人研修給料は、必須研修項目を最大15単位分まで支給する。
- 既存インストラクターは、前年度実績を元にベース時給を決定する。
- ベース時給および業務時給は、スキル・経験・貢献度に応じ、各校校長判断にて決定し、昇給においても同様とする。

- 1レッスンの給与は「ベース給」を基本とし、それ以外の各種レッスン手当を加算して算出する。

第2項 各種レッスン手当

- 手当については、①人数手当、②指名手当、③移行手当、④特別手当の4種類とする。
- ①人数手当は、1クラス3人以上のレッスンに適用する。3人目に対しては250円、子供は400円とし、4人目から1人ごとに人数単価を加算して支給する。
- ②指名手当は、プライベートレッスンの指名にのみ適用する。指名単価については45分：250円、90分：500円。クラスごとに加算する。
- ③移行手当は、レッスンの当日のレッスン移行（延長）について適用する。移行単価については45分：250円、90分：500円。一般レッスン・プライベート共にクラスごとに加算する。
- ④特別手当は、外国語レッスンは45分500円、90分1,000円の手当を加算する。その他特別な能力が必要な場合は45分：250円、90分：500円をクラス単位に加算する。特別単価についてはプライベート45分の給与については、ベース時給の75%とする。

第3項 研修給与

- 新人インストラクターの必須研修は時給900円とし、デビューテスト合格後に受講した新人研修単位分の給料を支給する。（最大15単位）但、途中でシーズン終了した場合は終了した単位分までを支給する。
- スタッフ研修リーダー、新人研修監督は1レッスンにつきベース時給を支給する。

第4項 検定員給与

- スキルチェック検定は1～5名：2,500円、6～10名：3,500円、5名ごとに1,000円ずつ加算する。
- レッスン内検定では、合格者1人に対して250円支給する。
- 6名以上の検定会でのスターターは1回：1,000円支給する。

第5項 その他

- 特別な業務に対しては、協議の上、別途支給する。
- 給与は月末締め翌月15日払い、銀行振込とする。
- 月の給与が5,000円に満たない場合は翌月に繰越支給とする。

第5条【費用について】

1. 寮費の精算は月ごとに給与天引きとする。
2. 寮費には部屋代・布団代・光熱費・火災保険などが含まれる。
3. その他寮費については各校の規定に従う。（※別紙参照）
4. 食事に関してはそれぞれ自由に選択して取る事ができる。
5. 従業員食堂の利用については各スキー場の規定に従う。
6. 交通費に関しては基本、個人負担とする。

※詳細については、各校就業規則を参照して下さい。

JAPAN SNOWBOARD ACADEMY 就業規則（別表DHT）

※1 勤務時間

1. 基本出勤時間は平日7:45出勤。土日祝は7:00とする。（3山共通）
2. 非常勤スタッフはダイナ9:00、ひるがの9:30、高鷲9:30の出勤とする。

スクール営業時間

	平日	週末
ダイナランド	8:00~17:00	6:30~17:00
高鷲スノーパーク	8:00~17:00	6:30~17:00
ひるがの高原	8:00~17:00	6:30~17:00

※2 業務給

- 1.業務給は受付業務、レンタル貸出業務などで適応するものとする。
- 2.その他の業務の場合は校長判断で業務給が発生するものとする。

時給

	平日	土日祝
時給	850円	900円

※3 寮費

1. 基本寮費単価（光熱費、生活備品等）を1日1泊1,000円とする。
2. 常勤寮費は、1ヶ月1人部屋30,000円、複数人部屋20,000円とする。
3. 1ヶ月7割以上（端数切上）の出勤者は1ヶ月20,000円を補助する。但、12月と4月に関しては、赴任日より通常シフトに入り、契約満了まで従事して頂く場合は、寮費を補助する。
4. 非常勤スタッフは1日1泊1,000円から40%スクールが補助する。
5. 通いスタッフに対しては、1ヶ月7割以上（端数切上）の出勤者へ1ヶ月10,000円の住宅手当を支給する。12月と4月については、赴任日より通常シフトに入り、契約満了まで従事して頂く場合は日割りにて補助する。

寮費	1人部屋	2人部屋	その他
常勤1 (7割以上勤務 / 1ヶ月)	10,000円	無料	無料
常勤2 (7割以下勤務 / 1ヶ月)	30,000円	20,000円	20,000円
非常勤	-	-	1泊:600円

※4 食事

1. ダイナランドは、給料天引きとする。（利用は常勤者のみ）
2. ひるがの、高鷲は現金での支払いとする。

	朝食	昼食	夕食
ダイナランド	200円	300円	300円
高鷲スノーパーク			
ひるがの高原	-		